

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円		
その他地域	61人から70人まで	設置	乳児	154,100	17,340	14,450	11,550	5,770	61人から70人まで	設置	乳児	154,060	17,330	14,440	11,550	5,770			
			1,2歳児	93,070	10,010	8,350	6,670	3,330			1,2歳児	93,050	10,010	8,340	6,670	3,330			
			3歳児	47,260	4,890	4,080	3,250	1,620			3歳児	47,260	4,890	4,070	3,250	1,620			
			4歳以上児	41,160	4,160	3,470	2,770	1,380			4歳以上児	41,160	4,160	3,460	2,770	1,380			
		未設置	乳児	147,970	16,600	13,830	11,060	5,530		未設置	乳児	147,930	16,590	13,830	11,060	5,530			
			1,2歳児	86,940	9,270	7,730	6,180	3,090			1,2歳児	86,920	9,270	7,730	6,180	3,090			
			3歳児	41,130	4,150	3,460	2,760	1,380			3歳児	41,130	4,150	3,460	2,760	1,380			
			4歳以上児	35,030	3,420	2,850	2,280	1,140			4歳以上児	35,030	3,420	2,850	2,280	1,140			
	71人から80人まで	設置	乳児	151,340	17,010	14,170	11,330	5,660	71人から80人まで	設置	乳児	151,300	17,000	14,170	11,330	5,660			
			1,2歳児	90,310	9,680	8,070	6,450	3,220			1,2歳児	90,290	9,680	8,070	6,450	3,220			
			3歳児	44,500	4,560	3,800	3,030	1,510			3歳児	44,500	4,560	3,800	3,030	1,510			
			4歳以上児	38,400	3,830	3,190	2,550	1,270			4歳以上児	38,400	3,830	3,190	2,550	1,270			
		未設置	乳児	145,980	16,360	13,630	10,900	5,450		未設置	乳児	145,930	16,350	13,630	10,900	5,450			
			1,2歳児	84,950	9,030	7,530	6,020	3,010			1,2歳児	84,920	9,030	7,530	6,020	3,010			
			3歳児	39,140	3,910	3,260	2,600	1,300			3歳児	39,130	3,910	3,260	2,600	1,300			
			4歳以上児	33,040	3,180	2,650	2,120	1,060			4歳以上児	33,030	3,180	2,650	2,120	1,060			
	81人から90人まで	設置	乳児	149,150	16,750	13,950	11,160	5,580	81人から90人まで	設置	乳児	149,110	16,730	13,950	11,150	5,570			
			1,2歳児	88,120	9,420	7,850	6,280	3,140			1,2歳児	88,100	9,410	7,850	6,270	3,130			
			3歳児	42,310	4,300	3,580	2,860	1,430			3歳児	42,310	4,290	3,580	2,850	1,420			
			4歳以上児	36,210	3,570	2,970	2,380	1,190			4歳以上児	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180			
		未設置	乳児	144,390	16,170	13,470	10,770	5,380		未設置	乳児	144,340	16,160	13,470	10,770	5,380			
			1,2歳児	83,360	8,840	7,370	5,890	2,940			1,2歳児	83,330	8,840	7,370	5,890	2,940			
			3歳児	37,550	3,720	3,100	2,470	1,230			3歳児	37,540	3,720	3,100	2,470	1,230			
			4歳以上児	31,450	2,990	2,490	1,990	990			4歳以上児	31,440	2,990	2,490	1,990	990			
91人から100人まで	設置	乳児	144,920	16,240	13,530	10,820	5,410	91人から100人まで	設置	乳児	144,880	16,230	13,530	10,820	5,410				
		1,2歳児	83,890	8,910	7,430	5,940	2,970			1,2歳児	83,870	8,910	7,430	5,940	2,970				
		3歳児	38,080	3,790	3,160	2,520	1,260			3歳児	38,080	3,790	3,160	2,520	1,260				
		4歳以上児	31,980	3,060	2,550	2,040	1,020			4歳以上児	31,980	3,060	2,550	2,040	1,020				
	未設置	乳児	140,630	15,720	13,100	10,470	5,230		未設置	乳児	140,590	15,710	13,100	10,470	5,230				
		1,2歳児	79,600	8,390	7,000	5,590	2,790			1,2歳児	79,580	8,390	7,000	5,590	2,790				
		3歳児	33,790	3,270	2,730	2,170	1,080			3歳児	33,790	3,270	2,730	2,170	1,080				
		4歳以上児	27,690	2,540	2,120	1,690	840			4歳以上児	27,690	2,540	2,120	1,690	840				
101人から110人まで	設置	乳児	143,750	16,100	13,410	10,720	5,360	101人から110人まで	設置	乳児	143,700	16,090	13,410	10,720	5,360				
		1,2歳児	82,720	8,770	7,310	5,840	2,920			1,2歳児	82,690	8,770	7,310	5,840	2,920				
		3歳児	36,910	3,650	3,040	2,420	1,210			3歳児	36,900	3,650	3,040	2,420	1,210				
		4歳以上児	30,810	2,920	2,430	1,940	970			4歳以上児	30,800	2,920	2,430	1,940	970				
	未設置	乳児	139,850	15,630	13,020	10,410	5,200		未設置	乳児	139,800	15,620	13,020	10,410	5,200				
		1,2歳児	78,820	8,300	6,920	5,530	2,760			1,2歳児	78,790	8,300	6,920	5,530	2,760				
		3歳児	33,010	3,180	2,650	2,110	1,050			3歳児	33,000	3,180	2,650	2,110	1,050				
		4歳以上児	26,910	2,450	2,040	1,630	810			4歳以上児	26,900	2,450	2,040	1,630	810				

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
111人から120人まで	設置	設置	乳児	142,740	15,980	13,310	10,640	5,320
			1, 2歳児	81,710	8,650	7,210	5,760	2,880
			3歳児	35,900	3,530	2,940	2,340	1,170
			4歳以上児	29,800	2,800	2,330	1,860	930
	未設置	未設置	乳児	139,160	15,550	12,950	10,360	5,180
			1, 2歳児	78,130	8,220	6,850	5,480	2,740
			3歳児	32,320	3,100	2,580	2,060	1,030
			4歳以上児	26,220	2,370	1,970	1,580	790
121人から130人まで	設置	設置	乳児	141,890	15,870	13,220	10,570	5,280
			1, 2歳児	80,860	8,540	7,120	5,690	2,840
			3歳児	35,050	3,420	2,850	2,270	1,130
			4歳以上児	28,950	2,690	2,240	1,790	890
	未設置	未設置	乳児	138,580	15,480	12,890	10,310	5,150
			1, 2歳児	77,550	8,150	6,790	5,430	2,710
			3歳児	31,740	3,030	2,520	2,010	1,000
			4歳以上児	25,640	2,300	1,910	1,530	760
131人から140人まで	設置	設置	乳児	141,180	15,790	13,150	10,520	5,260
			1, 2歳児	80,150	8,460	7,050	5,640	2,820
			3歳児	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110
			4歳以上児	28,240	2,610	2,170	1,740	870
	未設置	未設置	乳児	138,120	15,420	12,850	10,270	5,130
			1, 2歳児	77,090	8,090	6,750	5,390	2,690
			3歳児	31,280	2,970	2,480	1,970	980
			4歳以上児	25,180	2,240	1,870	1,490	740
141人から150人まで	設置	設置	乳児	140,550	15,710	13,090	10,470	5,230
			1, 2歳児	79,520	8,380	6,990	5,590	2,790
			3歳児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080
			4歳以上児	27,610	2,530	2,110	1,690	840
	未設置	未設置	乳児	137,690	15,370	12,800	10,240	5,120
			1, 2歳児	76,660	8,040	6,700	5,360	2,680
			3歳児	30,850	2,920	2,430	1,940	970
			4歳以上児	24,750	2,190	1,820	1,460	730
151人から160人まで	設置	設置	乳児	140,860	15,750	13,120	10,490	5,240
			1, 2歳児	79,830	8,420	7,020	5,610	2,800
			3歳児	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090
			4歳以上児	27,920	2,570	2,140	1,710	850
	未設置	未設置	乳児	138,180	15,430	12,850	10,280	5,140
			1, 2歳児	77,150	8,100	6,750	5,400	2,700
			3歳児	31,340	2,980	2,480	1,980	990
			4歳以上児	25,240	2,250	1,870	1,500	750
111人から120人まで	設置	設置	乳児	142,690	15,960	13,310	10,640	5,320
			1, 2歳児	81,680	8,640	7,210	5,760	2,880
			3歳児	35,890	3,520	2,940	2,340	1,170
			4歳以上児	29,790	2,790	2,330	1,860	930
	未設置	未設置	乳児	139,120	15,540	12,950	10,360	5,180
			1, 2歳児	78,110	8,220	6,850	5,480	2,740
			3歳児	32,320	3,100	2,580	2,060	1,030
			4歳以上児	26,220	2,370	1,970	1,580	790
121人から130人まで	設置	設置	乳児	141,840	15,860	13,220	10,570	5,280
			1, 2歳児	80,830	8,540	7,120	5,690	2,840
			3歳児	35,040	3,420	2,850	2,270	1,130
			4歳以上児	28,940	2,690	2,240	1,790	890
	未設置	未設置	乳児	138,540	15,470	12,890	10,310	5,150
			1, 2歳児	77,530	8,150	6,790	5,430	2,710
			3歳児	31,740	3,030	2,520	2,010	1,000
			4歳以上児	25,640	2,300	1,910	1,530	760
131人から140人まで	設置	設置	乳児	141,140	15,780	13,150	10,520	5,260
			1, 2歳児	80,130	8,460	7,050	5,640	2,820
			3歳児	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110
			4歳以上児	28,240	2,610	2,170	1,740	870
	未設置	未設置	乳児	138,070	15,410	12,850	10,270	5,130
			1, 2歳児	77,060	8,090	6,750	5,390	2,690
			3歳児	31,270	2,970	2,480	1,970	980
			4歳以上児	25,170	2,240	1,870	1,490	740
141人から150人まで	設置	設置	乳児	140,500	15,700	13,090	10,470	5,230
			1, 2歳児	79,490	8,380	6,990	5,590	2,790
			3歳児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080
			4歳以上児	27,600	2,530	2,110	1,690	840
	未設置	未設置	乳児	137,640	15,360	12,800	10,240	5,120
			1, 2歳児	76,630	8,040	6,700	5,360	2,680
			3歳児	30,840	2,920	2,430	1,940	970
			4歳以上児	24,740	2,190	1,820	1,460	730
151人から160人まで	設置	設置	乳児	140,820	15,740	13,120	10,490	5,240
			1, 2歳児	79,810	8,420	7,020	5,610	2,800
			3歳児	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090
			4歳以上児	27,920	2,570	2,140	1,710	850
	未設置	未設置	乳児	138,140	15,420	12,850	10,280	5,140
			1, 2歳児	77,130	8,100	6,750	5,400	2,700
			3歳児	31,340	2,980	2,480	1,980	990
			4歳以上児	25,240	2,250	1,870	1,500	750

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)						
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分			
	161人から170人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円		161人から170人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円		
1, 2歳児			140,340	15,690	13,070	10,450	5,220	140,300	15,680			13,070	10,450	5,220					
3歳児			79,310	8,360	6,970	5,570	2,780	79,290	8,360			6,970	5,570	2,780					
4歳以上児			33,500	3,240	2,700	2,150	1,070	33,500	3,240			2,700	2,150	1,070					
		未設置	乳児	137,820	15,380	12,820	10,250	5,120	137,770		15,370	12,820	10,250	5,120					
1, 2歳児			76,790	8,050	6,720	5,370	2,680	76,760	8,050		6,720	5,370	2,680						
3歳児			30,980	2,930	2,450	1,950	970	30,970	2,930		2,450	1,950	970						
4歳以上児			24,880	2,200	1,840	1,470	730	24,870	2,200		1,840	1,470	730						
	171人以上	設置	乳児	139,860	15,630	13,020	10,410	5,200	139,820	15,620	13,020	10,410	5,200						
1, 2歳児			78,830	8,300	6,920	5,530	2,760	78,810	8,300	6,920	5,530	2,760							
3歳児			33,020	3,180	2,650	2,110	1,050	33,020	3,180	2,650	2,110	1,050							
4歳以上児			26,920	2,450	2,040	1,630	810	26,920	2,450	2,040	1,630	810							
		未設置	乳児	137,480	15,340	12,780	10,220	5,110	137,430	15,330	12,780	10,220	5,110						
1, 2歳児			76,450	8,010	6,680	5,340	2,670	76,420	8,010	6,680	5,340	2,670							
3歳児			30,640	2,890	2,410	1,920	960	30,630	2,890	2,410	1,920	960							
4歳以上児			24,540	2,160	1,800	1,440	720	24,530	2,160	1,800	1,440	720							

改正後

改正前

2 (略)

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) (略)

(1) 児童用採暖費加算

すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。

次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) (略)

(2) 寒冷地加算

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

改正後

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日の入所児童の年齢区分(欠員・無給)の区分	その保育所の長がその月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分																
			40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人以上		
1級地	設置	乳児	2,500	2,500	2,420	2,360	2,320	2,220	2,200	2,180	2,170	2,160	2,150	2,140	2,130	2,120	2,120	2,120	
		1, 2歳児	1,490	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,110	1,110	
		3歳児	680	680	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	300	300	
		4歳以上児																	
		未設置	乳児	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,090	2,090	2,090	2,090
	2級地	設置	乳児	2,240	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,920	1,910	1,900	1,900	1,900
			1, 2歳児	1,330	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990	990	990
			3歳児	610	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	290	280	270	270	270
			4歳以上児																
			未設置	乳児	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,870	1,870	1,870
3級地		設置	乳児	2,200	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,870	1,870	1,860
			1, 2歳児	1,310	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	980	970	970
			3歳児	600	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	270	260	260
			4歳以上児																
			未設置	乳児	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,840	1,830
	4級地	設置	乳児	1,750	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,500	1,490	1,490	1,480	1,480	1,480
			1, 2歳児	1,040	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	790	780	780	770	770	770
			3歳児	480	480	420	380	350	280	260	250	240	230	230	220	220	210	210	210
			4歳以上児																
			未設置	乳児	1,640	1,660	1,620	1,590	1,570	1,500	1,490	1,480	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460	1,460	1,460
未設置		1, 2歳児	930	950	910	880	860	790	780	770	770	760	760	750	750	750	740	740	
		3歳児	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	180	180	
		4歳以上児																	
		4歳以上児																	

改正前

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日の入所児童の年齢区分(欠員・無給)の区分	その保育所の長がその月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分																
			40人まで	41人から45人まで	46人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人以上	
1級地	設置	乳児	2,500	2,490	2,500	2,420	2,360	2,320	2,220	2,200	2,180	2,170	2,160	2,150	2,140	2,130	2,120	2,120	
		1, 2歳児	1,490	1,480	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,110	
		3歳児	680	670	680	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	300	
		4歳以上児																	
		未設置	乳児	2,360	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,090	2,090	2,090	2,090
	2級地	設置	乳児	2,240	2,230	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,910	1,900	1,900	1,900
			1, 2歳児	1,330	1,320	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990	990
			3歳児	610	600	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	280	270	270	270
			4歳以上児																
			未設置	乳児	2,110	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,870	1,870
3級地		設置	乳児	2,200	2,190	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,870	1,860
			1, 2歳児	1,310	1,300	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	980	970
			3歳児	600	590	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	270	260
			4歳以上児																
			未設置	乳児	2,070	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,840
	4級地	設置	乳児	1,750	1,740	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,500	1,490	1,490	1,480	1,480
			1, 2歳児	1,040	1,030	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	790	780	780	770	770
			3歳児	480	470	480	420	380	350	280	260	250	240	230	230	220	220	210	210
			4歳以上児																
			未設置	乳児	1,640	1,640	1,660	1,620	1,590	1,570	1,500	1,490	1,480	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460	1,460
未設置		1, 2歳児	930	930	950	910	880	860	790	780	770	770	760	760	750	750	750	740	
		3歳児	370	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	180	
		4歳以上児																	
		4歳以上児																	

## 改正後

(3) 単身赴任手当加算  
(略)

(4) 事務用採暖費の加算  
(略)

(5) 除雪費加算  
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,670円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算  
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,330円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算  
(略)

(8) 施設機能強化推進費の加算  
(略)

(9) 保育所事務職員雇上費の加算  
(略)

## 改正前

(3) 単身赴任手当加算  
別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

(4) 事務用採暖費の加算  
北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。

(5) 除雪費加算  
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算  
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算  
別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(8) 施設機能強化推進費の加算  
別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(9) 保育所事務職員雇上費の加算  
別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	1,150	円 130	円 110	円 90	円 40
41 人 ～ 50 人	920	110	90	70	30
51 人 ～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人 ～ 70 人	650	70	60	50	20
71 人 ～ 80 人	570	60	50	40	20
81 人 ～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人 ～ 100 人	460	50	40	30	10
101 人 ～ 110 人	410	50	40	30	10
111 人 ～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人 ～ 130 人	350	40	30	20	10
131 人 ～ 140 人	320	30	30	20	10
141 人 ～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人 ～ 160 人	280	30	20	20	10
161 人 ～ 170 人	270	30	20	20	10
171 人 ～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	6,080	円 730	円 600	円 480	円 240
41 人 ～ 50 人	4,860	580	480	380	190
51 人 ～ 60 人	4,050	480	400	320	160
61 人 ～ 70 人	3,470	410	340	270	130
71 人 ～ 80 人	3,040	360	300	240	120
81 人 ～ 90 人	2,700	320	270	210	100
91 人 ～ 100 人	2,430	290	240	190	90
101 人 ～ 110 人	2,210	260	220	170	80
111 人 ～ 120 人	2,020	240	200	160	80
121 人 ～ 130 人	1,870	220	180	140	70
131 人 ～ 140 人	1,730	200	170	130	60
141 人 ～ 150 人	1,620	190	160	120	60
151 人 ～ 160 人	1,520	180	150	120	60
161 人 ～ 170 人	1,430	170	140	110	50
171 人 ～	1,350	160	130	100	50

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	1,150	円 130	円 110	円 90	円 40
41 人 ～ 45 人	1,020	120	100	80	40
46 人 ～ 50 人	920	110	90	70	30
51 人 ～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人 ～ 70 人	650	70	60	50	20
71 人 ～ 80 人	570	60	50	40	20
81 人 ～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人 ～ 100 人	460	50	40	30	10
101 人 ～ 110 人	410	50	40	30	10
111 人 ～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人 ～ 130 人	350	40	30	20	10
131 人 ～ 140 人	320	30	30	20	10
141 人 ～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人 ～ 160 人	280	30	20	20	10
161 人 ～ 170 人	270	30	20	20	10
171 人 ～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	6,080	円 720	円 600	円 480	円 240
41 人 ～ 45 人	5,400	640	540	430	210
46 人 ～ 50 人	4,860	580	480	380	190
51 人 ～ 60 人	4,050	480	400	320	160
61 人 ～ 70 人	3,470	410	340	270	130
71 人 ～ 80 人	3,040	360	300	240	120
81 人 ～ 90 人	2,700	320	270	210	100
91 人 ～ 100 人	2,430	290	240	190	90
101 人 ～ 110 人	2,210	260	220	170	80
111 人 ～ 120 人	2,020	240	200	160	80
121 人 ～ 130 人	1,870	220	180	140	70
131 人 ～ 140 人	1,730	200	170	130	60
141 人 ～ 150 人	1,620	190	160	120	60
151 人 ～ 160 人	1,520	180	150	120	60
161 人 ～ 170 人	1,430	170	140	110	50
171 人 ～	1,350	160	130	100	50

改正後

改正前

3 (略)

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (略)

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価×その月初日の1～2歳児入所児童数

3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数

4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

3歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (略)



改正後

改正前

算式3 (略)

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数  
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日  
1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数  
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日  
3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数  
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日  
4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数  
(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金(保育料)基準額  
1 (略)

第4 徴収金(保育料)基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式1 (略)

算式2 (略)

改正後

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	40,000円以上 103,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	103,000円以上 413,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	413,000円以上 734,000円未満	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)
第9階層	734,000円以上		

改正前

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	40,000円以上 103,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	103,000円以上 413,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	413,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

## 改正後

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

## 改正前

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

(1) 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」… 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

改正後

(3) (略)

- 4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。  
 ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

(略)

2 (略)

改正前

(3)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

- 4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。  
 ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

- 2 徴収金(保育料)基準額の特例  
 その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難しいときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。